

# 埼玉県総合評価方式（自己採点型）

## 入札参加者のためのQ & A

### § 1 自己採点型全般

<p>Q 1 : 手続きが良く分からないが？</p>	<p>A 1 : 手続きは以下のように進めます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 入札参加者は、入札説明書に基づいて「総合評価自己採点申請書」を作成。</li><li>② この自己採点申請書を原則として電子入札システムを使って、入札金額見積内訳書とともに提出。</li><li>③ 発注者は、総合評価自己採点申請書の合計点に誤りがないか等を確認。</li><li>④ 開札後に入札価格と総合評価自己採点により評価値を算出し、この値が最も高い者を落札候補者とする。</li><li>⑤ 落札候補者は、総合評価自己採点の根拠となる「技術資料」を提出。</li><li>⑥ 発注者は、落札候補者から提出された「技術資料」を評価し、改めて評価値を算出。</li><li>⑦ ⑥により算出した落札候補者の評価値と④により算出したその他の入札参加者の評価値を比較し、落札候補者の評価値が最も高い場合は落札候補者を落札者とする。</li><li>⑧ なお、技術資料の評価により落札候補者の評価値が変更となり、他の入札参加者の評価値を下回った場合は、新たな落札候補者を定めて上記の⑤以降の手続きを順次行う。</li></ol>
<p>Q 2 : 総合評価の自己採点と入札価格だけで落札者が決まるのか？</p>	<p>A 2 : 総合評価の自己採点と入札価格で落札候補者が決まりますが、その後に自己採点の根拠となる技術資料を提出してもらいます。これを評価し、落札者を決定します。</p> <p>したがって、自己採点と入札価格だけで落札者を決定するものではありません。</p>
<p>Q 3 : 評価値の最も高い者が複数いる場合はどうするのか？</p>	<p>A 3 : 電子入札システムの電子くじにより落札候補者を決定します。</p>

<p>Q 4 : 評価値の最も高い者が低入札だった場合はどうするのか？</p>	<p>A 4 : 「埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領」に基づく調査を行った後、問題がなければ落札候補者とします。</p>
<p>Q 5 : 手続きが複雑そうだが、入札参加者にとってメリットはあるのか？</p>	<p>A 5 : 落札候補者のみに自己採点の根拠となる技術資料を提出してもらいますので、落札候補者以外の方の事務は大幅に軽減されると考えています。</p>
<p>Q 6 : この方式を導入すると公告から落札者決定までの時間も短縮されるのか？</p>	<p>A 6 : 公告から落札者決定までの時間は、若干短くなると想定しています。しかし、落札候補者の総合評価自己採点に誤りがあり新たな落札候補者を定める必要が生じた場合は、これまでよりも時間がかかることもあります。このため、総合評価自己採点は入札説明書等を良く理解して記載し、誤りがないよう努めてください。 なお、記載にあたっては、埼玉県建設管理課のホームページに「技術資料作成の留意点」を公開していますので参考にしてください。</p>
<p>Q 7 : 技術評価の技術評価点が当該工事における技術評価点の最も高い入札参加者の1/3以下かつ技術評価点の順位が入札参加者の下位1/3以下で「失格」となる、いわゆる1/3失格基準は総合評価自己採点申請書に基づき行われるのか？</p>	<p>A 7 : 自己採点型の総合評価では、1/3失格基準は適用しません。</p>

## § 2 総合評価自己採点申請書

<p>Q 8 : 総合評価自己採点は高めに申請した方が有利となるのか？</p>	<p>A 8 : 仮に総合評価自己採点を意図的に高く申請して落札候補者となっても、技術資料の審査で適正な評価値を算出しますので、有利になることはありません。 なお、落札候補者となった者の総合評価自己採点に誤りがあり新たな落札候補者を定める必要が生じた場合は、落札決定までの時間が長くなってしまいますので、適正な申請をお願いします。</p>
---	---

<p>Q 9 : 総合評価自己採点申請書はどのように提出するのか？</p>	<p>A 9 : 総合評価自己採点申請書は、電子入札システム上に掲載されている当該工事の様式を使用し、原則として電子入札システムにより提出してください。</p>
<p>Q 10 : 総合評価自己採点申請書は電子入札システム以外では受け付けないのか？</p>	<p>A 10 : 埼玉県公共工事等電子入札運用基準 7-1 「紙入札による提出」の承認を得た場合については、システム以外の提出も可能です。提出期限内に入札書とともに持参してください。</p>
<p>Q 11 : 総合評価自己採点申請書を提出せずに応札した場合はどうなるのか？</p>	<p>A 11 : 入札は無効として取り扱います。</p>
<p>Q 12 : 総合評価自己採点申請書はどのように扱われるのか？</p>	<p>A 12 : 入札参加者から総合評価自己採点申請書が提出された後、 ① 入札説明書で定めた評価項目以外の項目で採点を行っていないか ② 評価項目ごとに定めた配点を超える自己採点を行っていないか ③ 合計に誤りがないか などを確認し、評価値を算出します。</p>
<p>Q 13 : 自己採点申請書の再提出はできるのか？</p>	<p>A 13 : 入札書や総合評価の技術資料と同様に再提出は認めません。</p>
<p>Q 14 : 自己採点を間違えた場合のペナルティはあるのか？</p>	<p>A 14 : ペナルティは設けておりません。</p>
<p>Q 15 : 自己採点申請書の入札参加者欄を空白で提出してしまいました。どのように評価されるのか？</p>	<p>A 15 : 入札参加者欄は、自己採点申請書にとって重要な部分です。入札参加者名が確認できない場合、入札を無効として取り扱います。</p>
<p>Q 16 : 自己採点申請書の自己採点欄を空白で提出してしまいました。どのように評価されるのか？</p>	<p>A 16 : 自己採点欄が空白の場合は、その項目を0点として扱います。</p>

### § 3 配置予定技術者

<p>Q 17 : 配置予定技術者は、技術資料提出時まで特定する必要はないのか？</p>	<p>A 17 : 総合評価自己採点申請書を提出する時点で、配置予定技術者の個人名を提出していただく必要はありません。落札候補者となった場合は、自己採点の根拠となる技術資料を提出していただきますので、この技術資料で配置予定技術者を特定していただきます。</p>
<p>Q 18 : 技術資料に記載する配置予定技術者は、3人まで定めることができるのか？</p>	<p>A 18 : 落札候補者となった場合に提出する「技術資料」では、配置予定技術者を3人まで定めることができます。このため、自己採点申請書を作成するときも同様に3人まで想定できます。 なお、3人を想定して自己採点申請書を作成する場合は、この中で評価値の一番低い者の得点を記入してください。</p>

### § 4 技術資料

<p>Q 19 : 自己採点型の技術資料は郵送で提出してよいか？</p>	<p>A 19 : 原則として、技術資料は入札参加資格等確認書類と一緒に発注課所へ持参するものとしています。入札説明書に記載された方法で提出してください。</p>
<p>Q 20 : 落札候補者が提出する書類には代表者印が必要か？</p>	<p>A 20 : 入札時に提出する自己採点申請書は代表者印が不要です。しかし、落札候補者となった後の自己採点申請書は『落札候補者用提出書』となりますので、代表者印を押印する必要があります。</p>
<p>Q 21 : 総合評価自己採点申請書に間違いがあったので、技術資料は正しいものを出したいがどうか？</p>	<p>A 21 : 技術資料は正しいものを提出してください。技術資料の評価は、総合評価自己採点申請書において評価項目ごとに行った自己採点を上限として評価します。このため、総合評価自己採点申請書の得点を超える技術資料を提出していただいても、評価値が上がることはありません。</p>
<p>Q 22 : 提出した技術資料に誤りや不備があることに気づいたが、再提出や追加提出はできるのか？</p>	<p>A 22 : 技術資料の再提出や追加提出は認められません。</p>

Q 2 3 :

技術資料と入札参加資格等確認書類は同じ内容のものがあるが、両方に出すのか？

A 2 3 :

技術資料の評価と入札参加資格等確認書類の審査は別に行いますので、同じ内容でも両方に添付してください。